

金融サービスの提供に関する法律に係る重要事項のご説明

インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社

当社ではお客様に対して投資、取引及び税務等に関する助言、勧誘は一切行っておりませんが、当社をご利用いただくにあたり、金融サービスの提供に関する法律に従い、当社でお取扱いする商品についての重要事項の説明を以下に記載いたします。

お客様におかれましては、記載事項を十分お読みいただきご理解のうえ、各種金融商品をお取引いただきますよう、お願い申し上げます。

■ 手数料・諸費用等

各取引等における手数料、諸費用等の詳細につきましては、「手数料ガイドライン」をご確認ください。当社でお取引いただく際は、取引毎に手数料、諸経費等をご負担いただきます。取引手数料は約定日にお客様の口座から引き落としさせていただきます。

なお、当社では手数料相当額の現金残高が口座にない場合、自動的にお客様が保有されている金融商品または建玉を売却・決済することがあります。そのため、口座の現金残高をご確認いただく等、十分ご注意くださいようお願い申し上げます。

■ 各種取引におけるリスク

お取引いただく各金融商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。先物・オプション取引等のデリバティブ取引をご利用いただく場合は、所定の証拠金を予め頂戴いたします。これらのお取引には差入れた証拠金を上回る損失が生じるおそれがあります。各種取引のリスクその他詳細につきましては、以下記載および当社よりお渡しする各種契約締結前交付書面をご確認いただきますようお願い申し上げます。

■ 上場有価証券等の売買のリスク

- ・上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場、社会情勢等の変動や、投資信託・投資証券・預託証券・受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式・債券・投資信託・不動産・商品・カードワラント等（以下「裏付け資産」といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

- ・上場有価証券等発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
 - ・上場有価証券等のうち、他の種類株式・社債・新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初の購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
 - ・新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。
 - * 当該取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の適用は無く、クーリングオフの対象とはなりません。
- 外国有価証券等の売買のリスク
- ・上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場、社会情勢等の変動等に伴い、価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。
 - * 当該取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の適用は無く、クーリングオフの対象とはなりません。

■ PTS 取引のリスク

PTS 取引は、取引所取引における取引と比べて取引参加者が限定されますので、一般的に流動性が低くなり、値動きが大きくなる可能性があります。また、取引時間等における情報開示・ニュース等により価格が大きく変動する場合があります。

■ 指数先物取引のリスク

- ・指数先物の価格は、対象とする指数の変動等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。また、指数先物取引は少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。
- ・市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないこともあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができない場合があります。
- * 当該取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の適用は無く、クーリングオフの対象とはなりません。

■ 指数オプション取引のリスク

- ・指数オプションの価格は、対象とする指数の変動等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。なお、オプションを行使できる期間には制限がありますので留意が必要です。また、指数オプションは、市場価格が現実の指数に応じて変動しますので、その変動率は現実の指数に比べて大きくなる傾向があり、場合によっては大きな損失が生ずる可能性を有しています。
- ・市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないこともあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができない場合があります。
- ・指数オプションは期限商品であり、買方が期日までに権利行使又は転売を行わない場合には、権利は消滅します。この場合、買方は投資資金の全額を失うこととなります。
- ・売方は、証拠金を上回る取引を行うこととなり、市場価格が予想とは反対の方向に変化したときの損失が限定されていません。
- ・売方は、権利行使の割当てを受けたときには、必ずこれに応じなければなりません。すなわち、売方は、権利行使の割当てを受けた際には、権利行使価格と最終清算数値（SQ 値）の差額の支払いが必要となりますから、特に注意が必要です。
- * 当該取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の適用は無く、クーリングオフの対象とはなりません。

■ 有価証券オプションのリスク

- ・有価証券オプションの価格は、対象とする有価証券の市場価格あるいは当該有価証券の裏付けとなっている資産の価格や評価額の変動等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。また、対象とする有価証券の発行者の信用状況の変化等により、損失が発生することがあります。なお、オプションを行使できる期間には制限がありますので留意が必要です。さらに、有価証券オプションは、市場価格が現実の市場価格等に応じて変動しますので、その変動率は現実の市場価格等に比べて大きくなる傾向があり、場合によっては大きな損失が発生する可能性を有しています。
- ・市場の状況によっては、意図したとおりに取引ができないことがあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができないことがあります。
- ・有価証券オプションは限月ごとの期限のある商品であり、買方が取引最終日までに転売を行わず、権利行使日に権利行使を行わない場合には、権利は消滅します。この場合、買方は投資資金の全額を失うこととなります。
- ・売方は、証拠金を上回る取引を行うこととなり、市場価格が予想とは反対の方向に変化したときの損失が限定されていません。
- ・売方は、権利行使の割当てを受けたときには、必ずこれに応じなければなりません。すなわち、売方は、権利行使の割当てを受けた際には、コールオプションの場合には売付有価証券が、プットオプションの場合は買付代金が必要となりますから、特に注意が必要です。
- * 当該取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の適用は無く、クーリングオフの対象とはなりません。

■ 国債先物取引のリスク

- ・国債先物の価格は、金利の変動の影響等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。また、国債先物取引は、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては大きな損失が発生する可能性を有しています。
- ・市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないこともあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができない場合があります。
- * 当該取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の適用は無く、クーリングオフの対象とはなりません。

■ 国債先物オプション取引のリスク

- ・国債先物オプションの価格は、金利の変動の影響等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。なお、オプションを行使できる期間には制限がありますので留意が必要です。また、国債先物オプションは、市場価格が権利行使対象となる国債先物の価格に応じて変化しますので、その変動率は国債先物価格に比べて大きくなる傾向があり場合によっては大きな損失が発生する可能性を有しています。したがって、国債先物オプション取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。
- ・市場の状況によっては、意図したとりの取引ができないこともあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができない場合があります。
- ・国債先物オプションは期限商品であり、買方が期日までに権利行使又は転売を行わない場合には、権利は消滅します。この場合、買方は投資資金の全額を失うこととなります。
- ・売方は、証拠金を上回る多額の取引を行うこととなり、市場価格が予想とは反対の方向に変化したときの損失が限定されません。
- ・売方は、権利行使の割当てを受けたときには、必ずこれに応じなければなりません。
- * 当該取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の適用は無く、クーリングオフの対象とはなりません。

■ 海外証券先物取引のリスク

- ・海外証券先物取引は、海外金融商品市場で行なわれる取引であるため、対象銘柄が国内の金融商品市場の商品と類似しているものであっても、取引時間、注文方法等の取引制度や市場への発注形態等は大きく異なる場合があります。海外証券先物取引の開始にあたっては、取引制度等を十分に理解する必要があります。
- ・海外証券先物取引の価格は、対象とする指数（又はその原資産価格）の変動、その他の経済指標、政治情勢等さまざまな要因により上下しますので、これにより損失が生じる場合があります。また、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る額の取引を行うことができることから、場合によっては大きな損失が発生する可能性を有しています。
- ・市場価格が予想とは反対の方向に変化したときには、短期間のうちに証拠金の大部分又はそのすべてを失うこともあります。また、その損失は証拠金の額だけに限定されません。
- * 当該取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の適用は無く、クーリングオフの対象とはなりません。

■ 証券 CFD 取引のリスク

- 証券 CFD 取引は、株式の個別銘柄の価格を原資産として行う取引です。本取引では、これらの価格の変動により、利益が発生する可能性がある一方、損失が発生する可能性があります。
 - 証券 CFD 取引はリスクの高い取引であり、損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。証券 CFD 取引には、レバレッジ効果があり、原資産の価格等の変動に損益が大きく左右されるハイリスクの取引であり、その変動により損失が生ずることがあります。また、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。
 - 一般的に、証券 CFD 取引のようなデリバティブ取引には非常に高い価格変動性があります。証券 CFD 取引とその原資産の価格等は、急激に、また大幅に変動する可能性があります。具体的には証券 CFD 取引の原資産の価格等、原資産たる個別銘柄の発行体企業又は関連指数を構成する企業群の収益性、経済全体の動向、原資産または関連する指数の需給関係、政治・通商上の規制や政策、金利動向、国内外の政治経済上の事象、関連市場で支配的となっている心理的な要因等によって、証券 CFD 取引の価格は変化する可能性があります。
- * 当該取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の適用は無く、クーリングオフの対象とはなりません。

当社の概要

商号等	インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第187号 農林水産省指令4新食第2087号 20221201商第7号
本店所在地	〒100-6025 東京都千代田区霞ヶ関三丁目2番5号 霞が関ビルディング25階
連絡先	03-4590-0707
加入協会	日本証券業協会、日本商品先物取引協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	1,600,520 千円（令和5年1月現在）
主な事業	金融商品取引業、商品先物取引業
設立年月日	平成18年8月